

ご利用にあたって

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づいて実施されました。

3 調査期日

平成16年6月1日現在です。

この調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施することになっており、今回は第2回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施されました。

なお、年次別の調査期日は、以下のとおりです。

回	調査期日	調査の種類	回	調査期日	調査の種類
1	昭和27年9月1日	卸売・小売業、飲食店	14	昭和54年6月1日	卸売・小売業、飲食店
2	昭和29年9月1日	〃	15	昭和57年6月1日	〃
3	昭和31年7月1日	〃	16	昭和60年5月1日	卸売・小売業
4	昭和33年7月1日	〃	〃	昭和61年10月1日	一般飲食店
5	昭和35年6月1日	〃	17	昭和63年6月1日	卸売・小売業
6	昭和37年7月1日	〃	〃	平成元年10月1日	一般飲食店
7	昭和39年7月1日	〃	18	平成3年7月1日	卸売・小売業
8	昭和41年7月1日	〃	〃	平成4年10月1日	一般飲食店
9	昭和43年7月1日	〃	19	平成6年7月1日	卸売・小売業
10	昭和45年6月1日	〃	20	平成9年6月1日	〃
11	昭和47年5月1日	〃	21	平成11年7月1日	〃（簡易調査）
12	昭和49年5月1日	〃	22	平成14年6月1日	卸売・小売業
13	昭和51年5月1日	〃	23	平成16年6月1日	〃（簡易調査）

4 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類J—卸売・小売業」に属する全国すべての民営事業所が対象となります。

例えば、官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としますが、駅の改札構内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を払って出入りする有料施設内にある事業所は民営であっても調査の対象にはなりません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は対象となります。

5 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業を行っている事業所をいいます。

【卸売業】

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ウ 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業器具を除く）、建設材料等（木材、セメント、板ガラス、かわら等）など}を販売する事業所
- エ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として管理的事務を行っている事業所を除く)
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします。
- カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所

【小売業】

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 個人（個人経営の農林魚家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者に少量または小額の商品を販売する事業所
- ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 Qーサービス業（他に分類されないもの））となります。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしません。
- エ 製造小売事業所(自店で製造した商品在那个場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所) 例え、菓子店、パン屋、弁当店屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- オ ガソリンスタンド
- カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭消費者に販売する事業所
- キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(2) 従業者数

平成16年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している者で、「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

イ 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

エ 「常勤雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

a 期間を定めずに雇用されている者

i 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

u a、i以外の雇用者のうち、平成16年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

(3) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(4) 売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、野外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、また他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車、中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については、売場面積を調査していません。

(5) 地域区分

地域区分については、次のとおりとします。（平成16年6月1日現在の市町村で区分）

桑名・員弁生活創造圏…桑名市、いなべ市、多度町、長島町、木曾岬町、東員町

四日市生活創造圏…四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町

鈴鹿・亀山生活創造圏…鈴鹿市、亀山市、関町

伊賀生活創造圏…上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町

津・久居生活創造圏…津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村

松阪・紀勢生活創造圏…松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、
宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村

伊勢志摩生活創造圏…伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御菌村、
度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町

尾鷲生活創造圏…尾鷲市、紀伊長島町、海山町

熊野生活創造圏…熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

6 事業所の産業分類の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は次のとおりです。

なお、平成16年調査は簡易な調査であり、商品分類は本調査の5桁分類から3桁分類の大きな括りにしています。また、小分類の一部を細分化し、3桁目にアルファベットを付けています。

(1) 一般的な方法

① 取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号3桁で小分類を決定します。

② 取扱い商品が複数の商品にわたる場合は、次の方法により決定します。

ア 卸売業、小売業の決定

まず年間商品販売額のうち、卸売部門、小売部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。

イ 産業中分類（2桁分類）の決定

卸売業か小売業のいずれかが決定した後、上位3品目のうち商品分類番号の上位2桁で分類集計し、その最も販売額割合が大きいものによって中分類を決めます。

ウ 産業小分類（3桁分類）の決定

中分類が決定した後、その中分類に属する商品のうち、商品分類3桁で販売割合が最も大きいものによって小分類を決めます。

(2) 特殊な方法

例外的な産業分類の格付け方法を行っているものは、次のとおりです。

①「49A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

3財（生産財、資本財、消費財）にわたる商品を卸売していて、各財別の販売額がいずれも卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

②「49B その他の各種商品卸売業」

3財（生産財、資本財、消費財）にわたる商品を卸売していて、各財別の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

③「551 百貨店、総合スーパー」

衣（中分類56）、食（同57）、住（同58、59、60）にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、かつ、従業者が50人以上の事業所

- ④「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」
衣（中分類56）、食（同57）、住（同58、59、60）にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、かつ、従業者が50人未満の事業所
- ⑤「571 各種食料品小売業」
「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事務所。
- ⑥「57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所
- ⑦「60P たばこ・喫煙具専門小売業」
たばこ、喫煙具の販売額が小売販売額の90%以上ある事業所

7 注意事項

- (1) 統計表中の記号は次のとおりです。
「－」…該当がないもの、または調査していないもの。
「0」…単位未満のもの。
「▲」…減少したもの。
「X」…当該項目に属する事業所が2以下であるため秘密保護の観点から数値を秘匿した箇所。
また、3事業所以上であっても他との関連により秘匿の必要が認められる場合には秘匿を行いました。
- (2) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合があります。
- (3) 表中の「前回」とは、平成14年6月1日現在で実施した平成14年商業統計調査です。
- (4) 調査日（平成16年6月1日）時点の市町村単位で集計しているため、公表時の市町と相違します。
- (5) この結果表は主要調査項目について県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表した数値とは相違する場合があります。

この報告書についての照会は、下記までお願いいたします。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総合企画局統計調査室

電話 (059)224-2052 (直通)